

議員提出議案第1号

平成30年2月6日

逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員 田中 英一郎 ㊟

同 桐ヶ谷 一 孝 ㊟

同 加藤 秀子 ㊟

同 高谷 清彦 ㊟

同 橋爪 明子 ㊟

同 匂坂 祐二 ㊟

同 高野 毅 ㊟

同 丸山 治章 ㊟

同 八木野 太郎 ㊟

逗子市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市議会委員会条例の一部を改正する条例

逗子市議会委員会条例（昭和40年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表教育民生常任委員会の項及び第5条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月6日から施行する。

(提案理由)

逗子市議会議員の定数が次の一般選挙から1人減少することに伴い、改正の要あるため提案する。